

＜ 一般財形預金 ＞商品概要説明書（１）

平成24年7月10日現在

1.	商品名 (愛称)	● 財産形成期日指定定期預金 (一般財形預金)														
2.	販売対象	● 財産形成期日指定定期預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方														
3.	期 間	● 積立期間3年以上(年1回以上の預け入れが必要です。)														
4.	預 入															
	預入方法	● 給与または賞与からの天引き預入 ● 預入ごとに定期預金を作成します。														
	預入金額	● 1回1円以上														
	預入単位	● 1円単位														
5.	払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。 (1万円以上であれば一部支払もご利用になれます。)														
6.	利 息															
	適用金利 (利回り)	● 固定金利 預入金額ごとに預入日における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。														
	利払時期 (頻 度)	● 個別の定期預金ごとに満期時に一括してお支払いします。														
	計算方法	● 付利単位を1円とし、1年を365日とする1年ごとの複利計算														
7.	税 金	● お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。														
8.	手数料	_____														
9.	付加できる 特約事項	_____														
10.	中途解約時 の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および 預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利計算した期限前解約利息とともに お支払いします。 <table><tr><td>解約日までの預入期間</td><td>< 期限前解約利率 ></td></tr><tr><td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6か月以上1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr><tr><td>1年以上1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr><tr><td>1年6か月以上2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr><tr><td>2年以上2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr><tr><td>2年6か月以上3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr></table>	解約日までの預入期間	< 期限前解約利率 >	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	< 期限前解約利率 >															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%															
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%															
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%															
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%															
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%															
11.	金利情報の 入手方法	● 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。														
12.	苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話： 0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京 弁護士会(電話:03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、 上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825) もしくは、 関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671) にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所 にお問合わせください。														

< 一般財形預金 > 商品概要説明書（２）

平成24年7月10日現在

13. その他参考 となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ● この預金は「財産形成預金共通規定（財形期日指定定期預金規定）」によりお取扱します。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
--------------------	---

＜ 財形住宅預金 ＞商品概要説明書（１）

平成24年7月10日現在

1.	商品名	● 財産形成住宅預金
	(愛称)	(財形住宅預金)
2.	販売対象	● 財産形成住宅預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方（預入は55歳以降も可能です。） ● おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
3.	期間	● 積立期間5年以上(毎年1回以上定期に預け入れが必要です。)
4.	預入	
	預入方法	● 給与または賞与からの天引き預入 ● 預入ごとに定期預金を作成します。
	預入金額	● 1回1円以上
	預入単位	● 1円単位
5.	払戻方法 (払戻要件)	● 法令で定める持ち家としての住宅取得又は増改築のための対価に充てるときに払い戻します。
6.	利息	
	適用金利 (利回り)	● 固定金利 一口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとし、預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法 (頻度)	● 個別の定期預金ごとに満期時に一括してお支払いします。
	計算方法	● 付利単位を1円とし、1年を365日とする1年ごとの複利計算
7.	税金	● 財産形成年金預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます。 この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ● 住宅取得等のための対価以外で払い戻される場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8.	手数料	_____
9.	付加できる 特約事項	_____

＜ 財形住宅預金 ＞ 商品概要説明書（２）

平成24年7月10日現在

10. 中途解約時の取扱い	● 「住宅の取得費用」としの「一部払出し」以外全額解約のみ可能で、一部解約の取扱いはできません。 ● 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞														
6か月未満	解約日の普通預金利率														
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%														
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%														
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%														
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%														
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%														
11. 金利情報の入手方法	● 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。														
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-58-3311）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）もしくは、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。														
13. その他参考となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ● この預金は「財産形成預金共通規定」によりお取扱します。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）														

＜ 財形年金預金 ＞商品概要説明書（１）

平成24年7月10日現在

1.	商 品 名	● 財産形成年金預金	
	(愛 称)	(財形年金預金)	
		● 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金 の場合	● 預金金額ごとの預金がスーパー定期預金 の場合
2.	販売対象	● 財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方 (預入は55歳以降も可能です。) ● おひとり1契約で、1金融機関に限ります。	
3.	期 間	● 積立期間5年以上(年1回以上の預け入れが必要です。) ● 年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ● 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。	
4.	預 入		
	預入方法	● 給与または賞与からの天引き預入 ● 預入ごとに定期預金を作成します。	
	預入金額	● 1回1円以上	
	預入単位	● 1円単位	
5.	払戻方法 (払戻要件)	● 満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3か月ごとにご指定の口座に振り込み ます。	
6.	利 息		
	適用金利 (利回り)	● 固定金利 ● 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。	
	利払方法 (頻 度)	● 個別の定期預金ごとに満期時に一括してお支払いします。	
	計算方法	● 付利単位を1円とし、1年を365日とする 1年ごとの複利計算	● 付利単位を1円とし、1年を365日とする 日割計算
7.	税 金	● 財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます。 この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について20％(国税15％、 地方税5％)の税金がかかります。 ● 年金以外で払戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されま す。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20．315％ (国税15．315％、地方税5％)の税金がかかります。	
8.	手数料	_____	
9.	付加できる 特約事項	_____	

＜ 財形年金預金 ＞商品概要説明書（２）

平成24年7月10日現在

10. 中途解約時の取扱い	● 全額解約のみで、一部解約はできません。 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="316 421 874 504">● 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合</th><th data-bbox="874 421 1501 504">● 預金金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合</th></tr> <tr> <td data-bbox="316 504 874 734"> 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 </td><td data-bbox="874 504 1501 734"> 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="316 734 874 1227"> <table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr> </table> </td><td data-bbox="874 734 1501 1227"> <table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table> </td></tr> </table>	● 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合	● 預金金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	<table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr> </table>	解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%	<table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table>	解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	約定利率×50%
● 預金金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合	● 預金金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合																										
満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。																										
<table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>「2年以上利率」×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×50%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td><td>「2年以上利率」×60%</td></tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td><td>「2年以上利率」×70%</td></tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td><td>「2年以上利率」×90%</td></tr> </table>	解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%	<table border="1"> <tr> <th>解約日までの預入期間</th><th>＜期限前解約利率＞</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table>	解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	約定利率×50%						
解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞																										
6か月未満	解約日の普通預金利率																										
6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%																										
1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%																										
1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%																										
2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%																										
2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%																										
解約日までの預入期間	＜期限前解約利率＞																										
6か月未満	解約日の普通預金利率																										
6か月以上 1年未満	約定利率×50%																										
11. 金利情報の入手方法	● 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																										
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-58-3311)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話：048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825) もしくは、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671) にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。																										
13. その他参考となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ● この預金は「財産形成預金共通規定(財形年金預金)」によりお取扱いします。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)																										